

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年12月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900254号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900022号

第1 結論

昭和53年*月から昭和54年3月までの請求期間及び同年4月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年*月から昭和54年3月まで
② 昭和54年4月から昭和55年3月まで

請求期間①について、短期大学に在学していた昭和53年*月に20歳となったが、卒業する昭和54年3月までの*か月の国民年金保険料は実家の父が納めてくれたかもしれない。両親ともに亡くなり両親から国民年金について何も話を聞いたことがないし、自分では国民年金保険料を納めていないが調査してほしい。

請求期間②について、昭和54年に短期大学を卒業し、同年4月から音楽教室の講師として働き始めた。国民年金保険料を納めることは義務と考えていたので、その時から国民年金に加入し、保険料を納めていた。請求期間②を国民年金の保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、短期大学に在学していた当時、請求者の父が国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料を納付してくれたかもしれないと主張している。

しかしながら、請求者の父は既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができない上、請求者自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得時期から昭和55年3月頃に、A市(現在は、B市C区)で払い出されたものと推認されることから、請求者は、請求期間①において短期大学に在学していたとしていることから、当該期間は国民年金の任意加入期間となり、任意加入は、その申出をした日に被保険者の資格を取得する旨が規定されていることから、手帳記号番号が払い出された時点では、制度上、請求者が20歳に達した昭和53年*月に遡って国民年金に加入することができない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間①前後にD県E郡F村（現在は、D県E郡F町）で払い出された手帳記号番号を全件確認したが、昭和55年3月頃に払い出された前記手帳記号番号以外は確認できない上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

- 2 請求期間②について、請求者は昭和54年に短期大学を卒業後、同年4月に国民年金の加入手続をした上で、国民年金保険料については、遡及してまとめて納付したことや送付された納付書の一部期間のみを納付したことはなく、定期的に決められた額を納付した旨主張をしている。

しかしながら、請求者の手帳記号番号は、前記のとおり昭和55年3月頃に払い出されたものと推認されることから、請求者は、この頃に初めて国民年金の加入手続を行い、短期大学を卒業後、国民年金の被保険者資格に該当した昭和54年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと考えられる。

また、国民年金の加入手続を行った時点において、国民年金保険料を納付することが可能な期間であるものの、請求者は前記のとおり、国民年金保険料を遡及してまとめて納付したことや送付された納付書の一部期間のみを納付したことはない旨主張していることから、請求者の主張する方法では、請求期間②に係る国民年金保険料を納付することはできない。

- 3 このほか、請求者が、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。